

建築物の開口部で採光に有効な部分の面積の算定方法で別に定めるものを定める件

平成十五年三月二十八日

国土交通省告示第三百三号

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二十条第一項ただし書の規定に基づき、建築物の開口部で採光に有効な部分の面積の算定方法で別に定めるものを次のように定める。

近隣商業地域又は商業地域内の住宅の居室(長屋又は共同住宅にあつては、同一の住戸内の居室に限る。)で建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二十八条第一項に規定する居室の窓その他の開口部(以下単に「開口部」という。)を有する壁によって区画された二の居室について、いずれか一の居室の開口部ごとの面積に、それぞれ建築基準法施行令第二十条第一項の採光補正係数を乗じて得た面積を合計して算定した採光に有効な部分の面積が、当該二の居室の床面積の合計の七分の一以上である場合は、その他の居室については、当該壁の開口部で採光に有効な部分の面積は、当該開口部の面積とする。